

2022年6月7日

株主各位

## 第161回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

### 事業報告

会計監査人の状況	1 頁
業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況の概要	2 頁
会社の支配に関する基本方針	6 頁

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	9 頁
連結注記表	10 頁

### 計算書類

株主資本等変動計算書	19 頁
個別注記表	21 頁

## 日東紡績株式会社

上記書類は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.nittobo.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
①当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	54
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第4項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうちNITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd. 及びBaotek Industrial Materials Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、株式売り出しに係るコンフォートレター作成業務であります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社法第362条第4項第6号等に定める株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、当社は、2006年5月10日開催の取締役会において基本方針を決議し、その後、2014年6月26日の監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第416条第1項及び第2項に基づく決議をしております。

また、2015年3月24日開催の取締役会において、改正会社法等の対応として、当社子会社を含む企業集団としての内部統制システムに関して追加の決議をしております。

さらに、2016年3月29日開催の取締役会において、監査委員会の職務を補助する組織を監査室から監査委員会事務局（新設）にすることとしたのに伴い、内部統制システムに関して追加の決議を行い、下記を基本方針としております。

### I. 内部統制システム構築の基本方針

#### (1) 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
  - 1) 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の事務局とする。
- ② 上記①の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 1) 監査委員会事務局の使用人の任命、評価、異動、懲戒は、監査委員会の同意を得る。
- ③ 取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
  - 1) 取締役、執行役及び使用人は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）に係る職務の執行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、又は著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告しなければならない。
  - 2) 監査委員は、当社グループの経営方針及び経営戦略等に係る重要事項が審議される会議等に参加し、意見を述べるができることとする。
  - 3) 代表執行役社長と監査委員会は、定期的な意見交換の場を持つこととする。
  - 4) 監査委員会は、取締役、執行役、使用人に加え、子会社の役職員その他これらの者から報告を受けた者からも直接、業務執行状況について報告を受けることができることとする。なお、監査委員会へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由とした不利益な取り扱いはできないこととする。

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査室は、代表執行役社長の承認を得た年度監査計画を監査委員会に提出し、内部監査を実施する。  
また、内部監査の結果を代表執行役社長に報告するとともに監査委員会にも報告を行う。  
なお、監査委員会からの特別な調査要請があった場合は、これに全面的に協力することとする。
- 2) 監査委員会は、監査室と共に会計監査人と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けられることとする。
- 3) 監査委員の職務の執行のための必要費用（前第2）号に定める助言を受けられるための費用を含む）は、前払いを含む方法により、当社の負担にて支払うこととする。

**(2) 当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項**

① 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 執行役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切な保存・管理等を行う。

② 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 「子会社稟議規程」に定める子会社の経営に関する事項の当社による決裁手続き等を通じた管理、会議等による情報・戦略の共有、人事交流等により、適時、子会社の経営状況を把握した上で、当社グループ全体を適正に運営管理していくこととする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスク管理規程」に定める基本方針及び管理体制に基づき、当社グループの事業を取巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図る。
- 2) 当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に従い対応し、損害の最小化を図る。

④ 執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行会議を当社グループの経営全般に係る重要な事項並びに取締役会での決議事項以外の事項に関する審議機関と位置づけ、原則、毎週開催する。
- 2) 「職務権限規程」「業務分掌規程」により、責任と権限を明確にし、効率的な職務の執行を図る。
- 3) 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の方向性を明確にし、当社グループ全体及び事業部門毎の施策・目標値を年度予算として定め、それに基づいた業績管理を行う。

- ⑤ 執行役、使用人及び子会社の役職員（以下、「グループ役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 代表執行役社長は、当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」及び行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図る。
  - 2) 執行役及び使用人は、「日東紡宣言」の浸透と実践により、コンプライアンスの基本となる健全な企業風土を醸成する。
  - 3) 執行役及び使用人は、「日東紡行動綱領」「行動規準」に基づき、法令、定款及び社内規程等を遵守することとし、その実効性を高めるため、コンプライアンス担当部署等により、コンプライアンス意識の向上を図る。
  - 4) 内部通報制度の「企業倫理ヘルプライン」により、法令違反等の未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。
  - 5) リスクマネジメント統括部担当執行役は、当社グループの内部統制システムの整備状況を踏まえて、現状と基本方針との整合性を取るため内容の見直しを定期的に行う。  
見直しの結果は代表執行役社長に報告し、代表執行役社長が取締役会に報告の上、基本方針の見直しが必要な場合は取締役会で決議する。
  - 6) 監査委員会は、業務監査及びコンプライアンス監査等の結果を適宜、取締役会で報告する。
- ⑥ その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
- 1) 「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」及び「企業倫理ヘルプライン」は、当社グループ全体を対象とし、その周知徹底を図る。
  - 2) 主要な子会社に監査室を設置し業務の適正化を図るとともに、当社の監査室は当社グループ全体を視野に入れた内部監査を行う。

## II. 内部統制システム構築の基本方針の運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項について、上記基本方針のとおり運用されております。

### 【リスク管理体制の整備】

当社では、代表執行役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、子会社を含む企業集団として、グループ全体のリスク管理の基本方針及び事業を取巻く様々なリスクに対して的確な管理を行うことを「リスク管理規程」において定めており、その基本方針及び管理体制に基づき、リスクの未然防止を図っております。

**【法令等の遵守】**

当社は、「経営理念」「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」の周知徹底、テーマ別の教育・研修の実施、内部通報制度である「企業倫理ヘルプライン」の運用を通じ、健全な企業風土の醸成と役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

**【取締役会】**

当社の取締役会は、指名・報酬・監査の各委員会を構成する取締役の選定、執行役の選任と執行役に対する業務委嘱、中期経営計画や年度予算などの経営の基本方針に影響を与える業務に関する事項の承認等を通して、業務執行の監督機能を担っております。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しております。

**【業務の執行】**

取締役から委任された業務執行に関する事項を審議する機関として執行会議を設け、毎月2回程度開催して効率的な業務執行に努めています。

**【内部監査】**

当社では、他部署から独立した監査組織として8名（うち2名は監査委員会事務局と兼務）で構成する監査室を設置しており、当社グループ全体の業務監査のみならずコンプライアンス監査等の機能を担った監査を行っております。その結果を、代表執行役社長と監査委員会に定期的に報告する体制を整えております。

**【監査委員会による監査】**

監査委員会は監査委員会の職務の執行に必要な監査方針、監査計画を作成し、これらに基づき監査を実施しています。監査委員会は取締役会に定期的に監査の状況を報告しております。監査委員と監査室は定期的に監査報告会を設け監査計画・監査実施状況及びその結果などについて協議を行っています。また、会計監査人とは、連携して実効的かつ効率的な監査を実施するために、定期的に情報及び意見の交換の場を設けております。なお、当事業年度においては、監査委員会を13回開催しております。

## 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの良好な関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。もとより、上場会社である当社の株式は、株主又は投資家の皆様に自由に取引されるものであり、当社経営の支配権の移転を伴うような大量買付がなされる場合であっても、これが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限りにおいて、当社は、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式の大量買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきであると考えております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、1)長年培われた技術資産や人的資産の流出を防ぎ、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること、2)顧客とのネットワークと当社の有するブランド力を維持・強化していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠であります。

外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記に加え、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、多岐にわたる事業分野やグループ企業間の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者を、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、不適切な大量買付に対して、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する取組みについて

#### (ア) 当社の企業理念

当社グループは、『日東紡グループは、「健康・快適な生活文化を創造する」企業集団として社会的存在価値を高め、豊かな社会の実現に貢献し続けます。』との経営理念に基づいて、時代の要請に即応し、社会の役に立つ新しい価値を創造し提供し続けることで、すべてのステークホルダーの皆様から信頼され、“日東紡でよかった”と思われる企業グループを目指して経営・事業活動に取り組んでおります。

また当社グループは、経営理念をもとにして、会社の価値観を分かりやすい文章で表現した「日東紡宣言」を策定しております。社員一人ひとりが、この「日東紡宣言」を常に意識しながら、自ら考え、行動できるように努めております。

#### 「日東紡宣言」

- ・日東紡グループは社会の「ベストパートナー」を目指します。
- ・私たちは、お客様の求めるものを絶えず追究し、お客様に「安心と信頼」を誠実にお届けすることを喜びとします。また、企業活動を通じ株主・投資家・行政・地域社会等すべてのステークホルダー（社会）と共に喜びを分かち合うことを大切にします。
- ・私たちは自立した一人ひとりの社員の可能性を尊び、自由闊達にアイデアを出し合いながらチームワークにより力を発揮する企業集団を目指します。
- ・私たち企業グループは社員の成長が会社の成長であることを信じ、社員に成長と自己実現の機会を提供します。社員はまず第一に良き市民であり、深く考え、広く見渡し、果敢に行動します。そして粘り強くやり遂げます。

#### (イ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上への取組み

当社グループは、1923年（大正12年）に繊維メーカーとして創立して以来、永年にわたって技術、知識を蓄積・継承し、時代の変化をチャンスとして、その都度旺盛なパイオニア精神を発揮しながら、グラスファイバー事業、ライフサイエンス事業などに、幅広い事業基盤を築いてまいりました。

また海外展開においても、新規顧客の獲得や事業拠点の設立など、グローバルな活動を続けております。

さらに当社は、地球環境を継承し、持続的発展に貢献していくことを基本理念に盛り込んだ「日東紡環境憲章」を制定し、すべての事業活動において環境に配慮した製品・サービスを提供することで、環境保全にも努めております。

#### (ウ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み（コーポレート・ガバナンスの強化）

当社グループは、経営の透明性向上と法令遵守の徹底により企業価値を高めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムを構築しております。

当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」、そして行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、経営トップが、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図っております。

また、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図ると共に、万が一、不測の事態が発生した場合には、損害の最小化を図る体制の整備も行っております。



具体的には以下の事項に取り組んでおります。

- A) 2014年6月26日の定時株主総会における承認を受けて指名委員会等設置会社に移行しました。指名委員会等設置会社に移行することで、監督と執行の分離を一段と明確にし、「監督機能強化・透明性の高い経営」と「事業の迅速な執行・経営の機動性の向上」を図っております。顧客、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待に、よりの確に応えうる体制を構築することで、更なる企業価値向上を図ります。また、会社法第332条第6項に従い、取締役の任期は1年であります。
- B) 取締役7名のうち4名を社外取締役としており、業務執行機関に対する取締役会の監督機能をより強化する体制を確立しております。
- C) 法令に則り、指名・報酬・監査の各委員会を設置し、各委員会のメンバーの過半数は社外取締役であり、また全ての委員会の委員長は社外取締役になっています。透明性の高い公正な経営監視体制を確立しております。
- D) 取締役の解任要件を、会社法の原則（会社法第339条第1項、第341条）に従い普通決議にしております。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしております。

**(4) 当社の取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

上記（2）及び（3）の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたもので、上記（1）の会社の支配に関する基本方針及び株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
<b>当期首残高</b>	<b>19,699</b>	<b>19,037</b>	<b>61,831</b>	<b>△2,559</b>	<b>98,008</b>
会計方針の変更による 累積的影響額			14		14
会計方針の変更を反映 した当期首残高	19,699	19,037	61,846	△2,559	98,023
当期変動額					
剰余金の配当			△1,745		△1,745
親会社株主に帰属する当期純利益			6,519		6,519
自己株式の取得				△3	△3
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）		336			336
当期変動額合計	—	336	4,773	△3	5,106
<b>当期末残高</b>	<b>19,699</b>	<b>19,373</b>	<b>66,619</b>	<b>△2,563</b>	<b>103,129</b>

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整	換算 勘定	退職給付に係る 調整累計額		
<b>当期首残高</b>	<b>2,714</b>	<b>△371</b>	<b>△1,220</b>	<b>1,123</b>	<b>5,257</b>	<b>104,389</b>
会計方針の変更による 累積的影響額						14
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,714	△371	△1,220	1,123	5,257	104,404
当期変動額						
剰余金の配当						△1,745
親会社株主に帰属する当期純利益						6,519
自己株式の取得						△3
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△960	2,366	163	1,569	△441	1,128
当期変動額合計	△960	2,366	163	1,569	△441	6,234
<b>当期末残高</b>	<b>1,754</b>	<b>1,995</b>	<b>△1,056</b>	<b>2,692</b>	<b>4,815</b>	<b>110,638</b>

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の数

22社

主要な連結子会社の名称

富士ファイバーグラス(株)	日東グラステックス(株)
日東グラスファイバー工業(株)	ニットーボーメディカル(株)
NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	Nittobo America Inc.
(株)双洋	ニットービバレッジ(株)
Baotek Industrial Materials Ltd.	日東紡アドバンテックス(株)
パラマウント硝子工業(株)	(株)日東紡テクノ

当連結会計年度において、新たに設立した日東紡アドバンテックス(株)を連結の範囲に含めております。また、(株)日東紡インターライニングは、清算終了したことにより連結の範囲から除外しております。

##### ②主要な非連結子会社の名称

日東高分子加工(株) 日東紡貿易無錫有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて小規模であり、かつ全体的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

日東高分子加工(株) 日東紡貿易無錫有限公司

持分法を適用しない理由

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のNITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.、Baotek Industrial Materials Ltd.、Nittobo America Inc.及びその他3社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### a. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

###### b. デリバティブ

時価法を採用しております。

###### c. 棚卸資産

主として月別移動平均法による原価法を採用しておりますが、一部の連結子会社は個別法による原価法も採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 2～22年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

c. 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

d. 修繕引当金

当社及び一部の連結子会社は製造設備の定期的修繕に備えるため、前回の修繕費用を基準として次回の修繕費用を見積り、次回の改修までの期間に按分して繰り入れております。

④退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により計算した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、当社及び国内連結子会社における当該国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、返品などを控除した金額で測定しております。当該対価は、顧客へ商品又は製品を引き渡した時点、もしくは出荷した時点から概ね6か月以内に受領しております。なお、支払条件に関して重要な金融要素並びに見積りは含んでおりません。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約取引 外貨建金銭債権及び予定取引

c. ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、相場変動リスクに晒される資産・負債に係るリスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用する方針を採用しており、かつ運用資産・負債の限度内でのデリバティブ取引を行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

5～20年間の定額法により償却しております。

⑨その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

b. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

c. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

3,048百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、各社の将来課税所得見込みによって見積っております。当該見積りは、各社の課税所得の変動や税効果会計上の企業の変更にによって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 修繕引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

4,371百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項」に記載のとおり、修繕引当金は次回の修繕費用を見積っております。当該見積りは、修繕費用の各構成要素の調達相場及び為替相場の変動、並びに次回の修繕時期の変更によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、修繕引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等

を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。また、輸出販売において従来は主に船積時点で収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### 4. 収益認識に関する注記

##### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、原織材事業、機能材事業、設備材事業、ライフサイエンス事業、繊維事業、及びその他の事業を営んでおります。原織材事業は、グラスファイバー原織製品(ヤーン、ロービング、チョップドストランド等)の製造及び販売を行っております。機能材事業は、グラスファイバー機能製品(ガラスクロス等)の製造及び販売を行っております。設備材事業は、産業資材用途グラスファイバー製品の製造及び販売、ガラスウール製品(断熱材用途)の製造及び販売を行っております。ライフサイエンス事業は、体外診断用医薬品、スペシヤリティケミカル製品及び清涼飲料水の製造及び販売を行っております。繊維事業は、繊維製品(コアスパン糸、ストレッチ製品、芯地製品、二次製品等)の製造及び販売を行っております。その他の事業は、産業機械設備等の設計、製作、販売、施工メンテナンス及びサービス事業等を行っております。

また、各事業の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	原織材事業	機能材事業	設備材事業	ライフサイエンス事業	繊維事業	計	その他	合計
売上高								
顧客との契約から生じる収益	23,345	22,948	18,429	15,818	2,513	83,055	924	83,979
その他の収益	—	—	—	71	—	71	—	71
外部顧客への売上高	23,345	22,948	18,429	15,890	2,513	83,127	924	84,051

##### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

##### ①契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産は残高がなく、また、契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動

も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 5. 表示方法の変更

### (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「遊休設備費」（前連結会計年度34百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」（当連結会計年度14百万円）及び「投資有価証券売却益」（当連結会計年度37百万円）は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「事業構造改善費用」（当連結会計年度35百万円）は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

## 6. 追加情報

### (新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	143,085百万円
----------------	------------

### (2) 偶発債務

当社は、当連結会計年度末現在において、国及び当社を含むアスベスト取扱い企業数十社を被告として建設従事者とその遺族より損害賠償を求める訴訟の提起を受けており、札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、大阪、京都、福岡の各地方裁判所、及び札幌、東京の各高等裁判所にて計17件の訴訟が係属中であります。

なお、現時点でこれらの訴訟の最終的な結果を予測することは困難であります。

### (3) 契約負債

流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は29百万円であります。

### (4) 圧縮記帳額

当期に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、「建物及び構築物」295百万円、「機械装置及び運搬具」6百万円、「その他」0百万円であります。

## 8. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「4. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

### (2) 受取保険金

令和元年東日本台風により当社が受けた被害に対する保険金の受取額であります。

### (3) 補助金収入及び固定資産圧縮損

「補助金収入」は、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、及びふくしま立地企業事業継続対策補助金であります。

「固定資産圧縮損」は、上記の補助金収入に伴い取得価額から直接減額したものであります。

(4) 受取賠償金

2020年7月に当社の福島第2工場において発生した火災事故に係る賠償金の受取額であります。

(5) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
福井県福井市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、土地等	286百万円

資産グループごとの減損損失の内訳

- ・福井県福井市 286百万円（うち、建物及び構築物81百万円、機械装置及び運搬具43百万円、土地149百万円、リース資産1百万円、その他7百万円、無形固定資産2百万円）

減損損失の算定にあたって、資産を事業用資産、賃貸資産、遊休資産、共用資産に分類し、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

上記事業用資産は収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として286百万円計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は資産の見積処分価額等により算定しております。

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	39,935	—	—	39,935

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	1,137	1	—	1,138

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	872	22.50	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	872	22.50	2021年9月30日	2021年12月13日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月28日開催第161回定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	872	22.50	2022年3月31日	2022年6月29日

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金のみとなっており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しており、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。



借入金及び社債による調達資金の用途は、運転資金（主として短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金及び社債）であり、長期借入金の金利変動リスクを回避するために、固定金利での借入を行っております。

なお、デリバティブは内部規程に従っており、かつ運用資産・負債の限度内での取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	15,220	15,220	—
資産計	15,220	15,220	—
(1) 社債	10,000	9,894	(106)
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	19,992	20,119	127
負債計	29,992	30,013	21
デリバティブ取引 (※3)	(587)	(587)	—

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	551

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	15,220	—	—	15,220
資産計	15,220	—	—	15,220
デリバティブ取引				
通貨関連	—	587	—	587
負債計	—	587	—	587

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	9,894	—	9,894
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	20,119	—	20,119
負債計	—	30,013	—	30,013

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連では先物為替予約取引を利用しております。

デリバティブ取引の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	期末時価
7,296	21,498

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主要な不動産に関しては不動産鑑定に基づく金額、その他の不動産に関しては「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,727円58銭
1株当たり当期純利益	168円04銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡について)

当社は、2022年2月24日開催の取締役会で当社が保有する固定資産を譲渡することを決議し、2022年4月28日に譲渡いたしました。

(1) 固定資産の譲渡の理由

当社は、当社が保有・運営するゴルフ練習場「愛宕ゴルフガーデン（静岡県静岡市）」について、施設の老朽化等を理由として2022年4月15日をもって営業を終了し、経営資源を有効活用するため、当ゴルフ練習場跡地を譲渡いたしました。

(2) 譲渡資産の内容

①資産の名称	ゴルフ練習場跡地
②所在地	静岡市葵区長沼字大原坪500番15
③土地面積	14,899.11㎡
④譲渡益	31億円
⑤現況	ゴルフ練習場跡地

※譲渡価額につきましては、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。譲渡価額は、入札による市場価格を反映した公正妥当な価額であり、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る費用等を控除した金額です。

(3) 譲渡先の概要

①名称	株式会社BANDAI SPIRITS
②所在地	東京都港区芝五丁目29-11 G-BASE田町
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宇田川南欧
④事業内容	ハイターゲット向け玩具、プラモデル、景品、雑貨などの企画・開発・製造・販売
⑤設立年月日	2018年2月15日
⑥当社との関係	当該譲渡先と当社との間には、資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

(4) 譲渡日

2022年4月28日

(5) 特別利益の計上

当該固定資産の譲渡に伴う譲渡益31億円は、2023年3月期決算において、固定資産売却益として特別利益に計上いたします。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金					
				固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別積立金	繰越利益金	繰越利益金	
<b>当期首残高</b>	<b>19,699</b>	<b>19,029</b>	<b>19,029</b>	<b>4,074</b>	<b>776</b>	<b>3,000</b>	<b>25,817</b>	<b>33,668</b>	
会計方針の変更による累積的影響額							16	16	
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,699	19,029	19,029	4,074	776	3,000	25,833	33,684	
<b>当期変動額</b>									
剰余金の配当							△1,745	△1,745	
固定資産圧縮積立金の積立				236			△236	—	
固定資産圧縮積立金の取崩				△57			57	—	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩					△236		236	—	
当期純利益							4,042	4,042	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	178	△236	—	2,353	2,296	
<b>当期末残高</b>	<b>19,699</b>	<b>19,029</b>	<b>19,029</b>	<b>4,253</b>	<b>540</b>	<b>3,000</b>	<b>28,187</b>	<b>35,981</b>	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
<b>当期首残高</b>	<b>△2,559</b>	<b>69,837</b>	<b>2,658</b>	<b>2,658</b>	<b>72,495</b>
会計方針の変更による累積的影響額		16			16
会計方針の変更を反映した当期首残高	<b>△2,559</b>	<b>69,853</b>	<b>2,658</b>	<b>2,658</b>	<b>72,511</b>
<b>当期変動額</b>					
剰余金の配当		△1,745			△1,745
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		—			—
当期純利益		4,042			4,042
自己株式の取得	△3	△3			△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△957	△957	△957
当期変動額合計	△3	2,292	△957	△957	1,335
<b>当期末残高</b>	<b>△2,563</b>	<b>72,146</b>	<b>1,700</b>	<b>1,700</b>	<b>73,847</b>

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

##### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 3～22年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### ③事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

##### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により計算した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

##### ⑤修繕引当金

製造設備の定期的修繕に備えるため、前回の修繕費用を基準として次回の修繕費用を見積り、次回の改修までの

期間に按分して繰り入れております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、返品などを控除した金額で測定しております。当該対価は、顧客へ商品又は製品を引き渡した時点、もしくは出荷した時点から概ね6か月以内に受領しております。なお、支払条件に関して重要な金融要素並びに見積りは含んでおりません。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	外貨建金銭債権及び予定取引

③ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、相場変動リスクに晒される資産・負債に係るリスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用する方針を採用しており、かつ運用資産・負債の限度内でのデリバティブ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

④貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,476百万円
繰延税金負債	△2,951百万円
純額（負債）	△475百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「2. 重要な会計上の見積りに関する注記(1)繰延税金資産」に記載した内容と同一であります。

(2)修繕引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

623百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「2. 重要な会計上の見積りに関する注記(2)修繕引当金」に記載した内容と同一であります。

3. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、有償支給取引について、従来は有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。また、輸出販売において従来は主に船積時点で収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。さらに、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表において、仕掛品は190百万円増加し、流動負債のその他は190百万円増加しております。当事業年度の損益計算書において、売上高は365百万円減少し、売上原価は278百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ86百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は16百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「短期貸付金」（前事業年度5,716百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」（当事業年度4百万円）は、重



要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「事業構造改善費用」（当事業年度4百万円）は、重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## 6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 7. 貸借対照表に関する注記

### (1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	52,357百万円
----------------	-----------

### (2) 圧縮記帳額

当期に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、「建物」293百万円、「構築物」1百万円、「機械及び装置」6百万円、「工具、器具及び備品」0百万円であります。

### (3) 偶発債務

①保証予約	6,898百万円
-------	----------

②当社は、当事業年度末現在において、国及び当社を含むアスベスト取扱い企業数十社を被告として建設従事者とその遺族より損害賠償を求める訴訟の提起を受けており、札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、大阪、京都、福岡の各地方裁判所、及び札幌、東京の各高等裁判所にて計17件の訴訟が係属中であります。

なお、現時点でこれらの訴訟の最終的な結果を予測することは困難であります。

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	14,309百万円
短期金銭債務	8,058百万円
長期金銭債務	36百万円

## 8. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	10,914百万円
仕入高	23,398百万円
その他	1,507百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,798百万円

### (2) 受取保険金

令和元年東日本台風により受けた被害に対する保険金の受取額であります。

### (3) 補助金収入及び固定資産圧縮損

「補助金収入」は、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、及びふくしま立地企業事業継続対策補助金であります。

「固定資産圧縮損」は、上記の補助金収入に伴い取得価額から直接減額したものであります。

### (4) 受取賠償金

2020年7月に福島第2工場において発生した火災事故に係る賠償金の受取額であります。

## 9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	1,138千株
------	---------

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	1,146百万円
固定資産減損損失	1,095百万円
有価証券評価損	773百万円
修繕引当金	190百万円
棚卸資産評価損	184百万円
賞与引当金	129百万円
未払事業税	89百万円
その他	582百万円
繰延税金資産小計	4,191百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,715百万円
評価性引当額小計	△1,715百万円
繰延税金資産合計	2,476百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△1,866百万円
その他有価証券評価差額金	△702百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△237百万円
その他	△144百万円
繰延税金負債合計	△2,951百万円
繰延税金負債純額	△475百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.2%
住民税均等割額	0.4%
税額控除	△7.7%
評価性引当額	△0.9%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.8%

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当期末残高 (百万円)
子会社	富士ファイバー グラス㈱	100.0	製品の購入	仕入高	6,317	買掛金	1,494
			資金の貸借	CMS	1,028	貸付金	34
	日東グラスファイバー工業㈱	100.0	原料・製品の 購入	仕入高	8,416	買掛金	598
			電力の販売	電力販売 収益	894	未収入金	164
			資金の貸借	CMS	1,103	預り金	515
	NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	100.0	資金の貸付	資金の貸付	7,862	貸付金	8,558
	㈱双洋	100.0	製品の販売	売上高	8,676	売掛金	3,758
			資金の貸借	CMS	913	預り金	1,113

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売、原料・製品の購入及び電力の販売については、市場価格を勘案し価格交渉の上決定しております。上記表における金額のうち、当期末残高については消費税等を含めており、取引金額については消費税等を含めておりません。
- (2) 資金の貸借については、CMS（キャッシュマネジメントサービス）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。
- (3) 資金の貸付については、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,903円42銭
1株当たり当期純利益	104円19銭

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「13. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。